

議案第 87 号

亀山市特別職報酬等審議会条例の一部改正について

亀山市特別職報酬等審議会条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 27 年 11 月 27 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

亀山市特別職報酬等審議会条例（平成17年亀山市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び副市長」を「、副市長、教育長及び病院事業管理者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の亀山市特別職報酬等審議会条例の規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の規定により在職する改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長については、適用しない。